

報道発表
(速報)

平成 25 年 9 月 4 日
名 古 屋 税 関

知的財産侵害物品差止件数は上半期で過去最高！

前年同期比 1.75 倍の約 1,300 件を差止

名古屋税関は、平成 25 年上半期（1 月から 6 月まで）の管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の輸入差止状況をまとめたのでお知らせします。

1. 輸入差止件数は、上半期分で過去最高を記録。前年同期に比べ 75.2% 増加し、約 1,300 件を差止めた。

- 輸入差止件数は、1,293 件であり、対前年同期比で 75.2% の増加となり、平成 23 年より上半期分の公表を開始して以来、過去最高を記録しました。
- 輸入差止点数は 33,322 点であり、対前年同期比で 28.5% の増加となりました。

2. 中国来貨物への更なる一極化へ。上半期分で 1,000 件の大台を超える。

- 中国来貨物からの輸入差止件数は、1,141 件となり、対前年同期比 93.7% 増加し、上半期分で 1,000 件の大台を超える。
- また、仕出国別の構成比は、88.2% となり、前年同期の 79.8% から 8.4 ポイント増となったことから、中国来への一極化が一層進んでいることがうかがい知れます。

3. 医薬品の差止めが増加 ～国民の安心と安全のために～

- 医薬品の輸入差止件数は、141 件となり、対前年同期比で約 16 倍の増加でした。
- また、輸入差止点数も約 5,000 点となり、対前年同期比で約 8 倍の増加となり、国民への健康に対する脅威が懸念されます。

【お問合せ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室

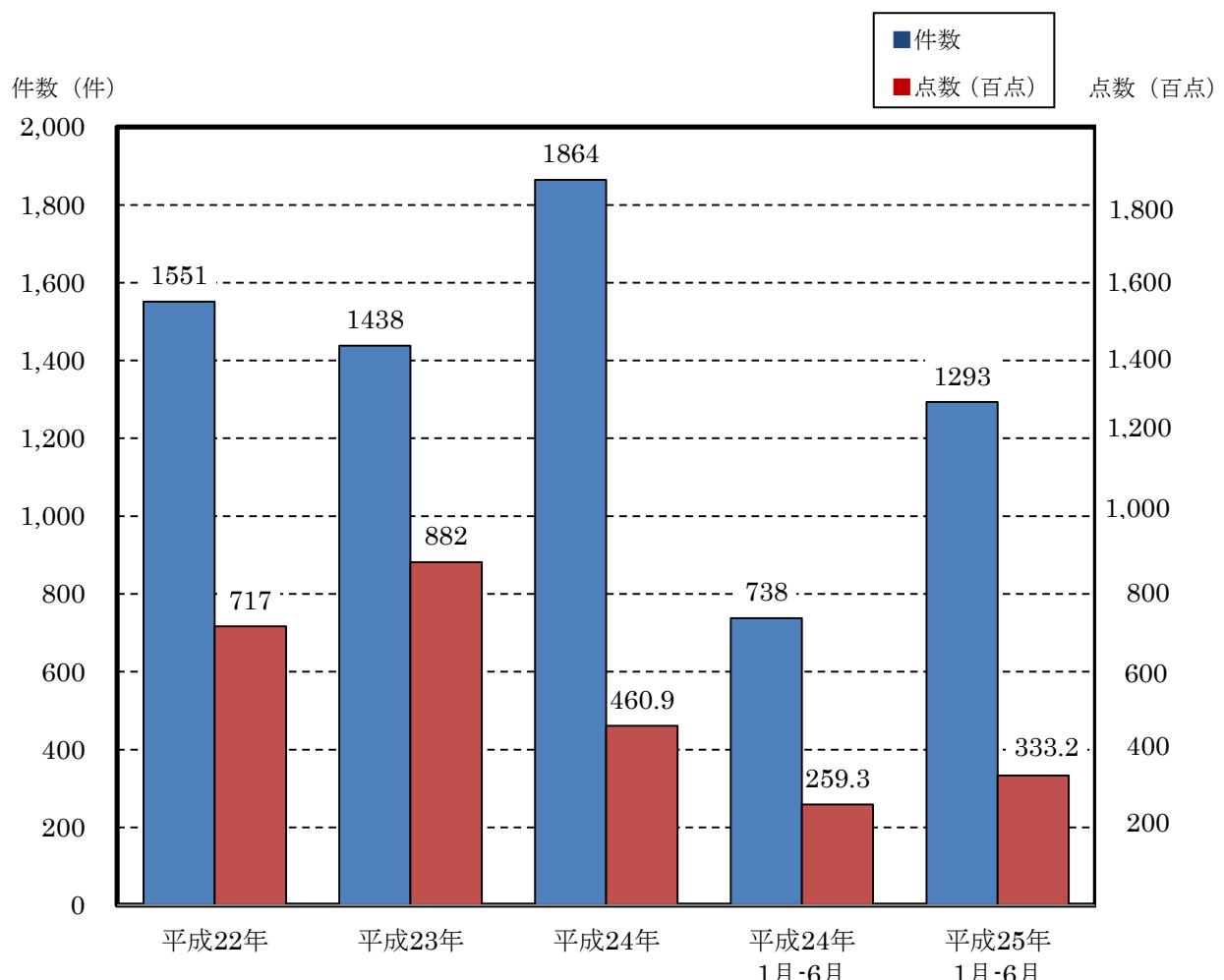
TEL : 052-654-4008

名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（平成 25 年上半期）

- 平成 25 年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、1,293 件で、対前年同期比 75.2% 増となり、上半期分では過去最高を記録しました。
- 輸入差止点数は、33,322 点で、対前年同期比 28.5% の増となりました。
- 輸入差止点数が増加したのは、「医薬品」をはじめ、「携帯電話及び付属品」や「衣類」に係る商標権侵害物品及び通称デコパーツと呼ばれている装飾品（商標権・著作権侵害物品）の輸入差止が増加したことが要因です。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

（注）「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

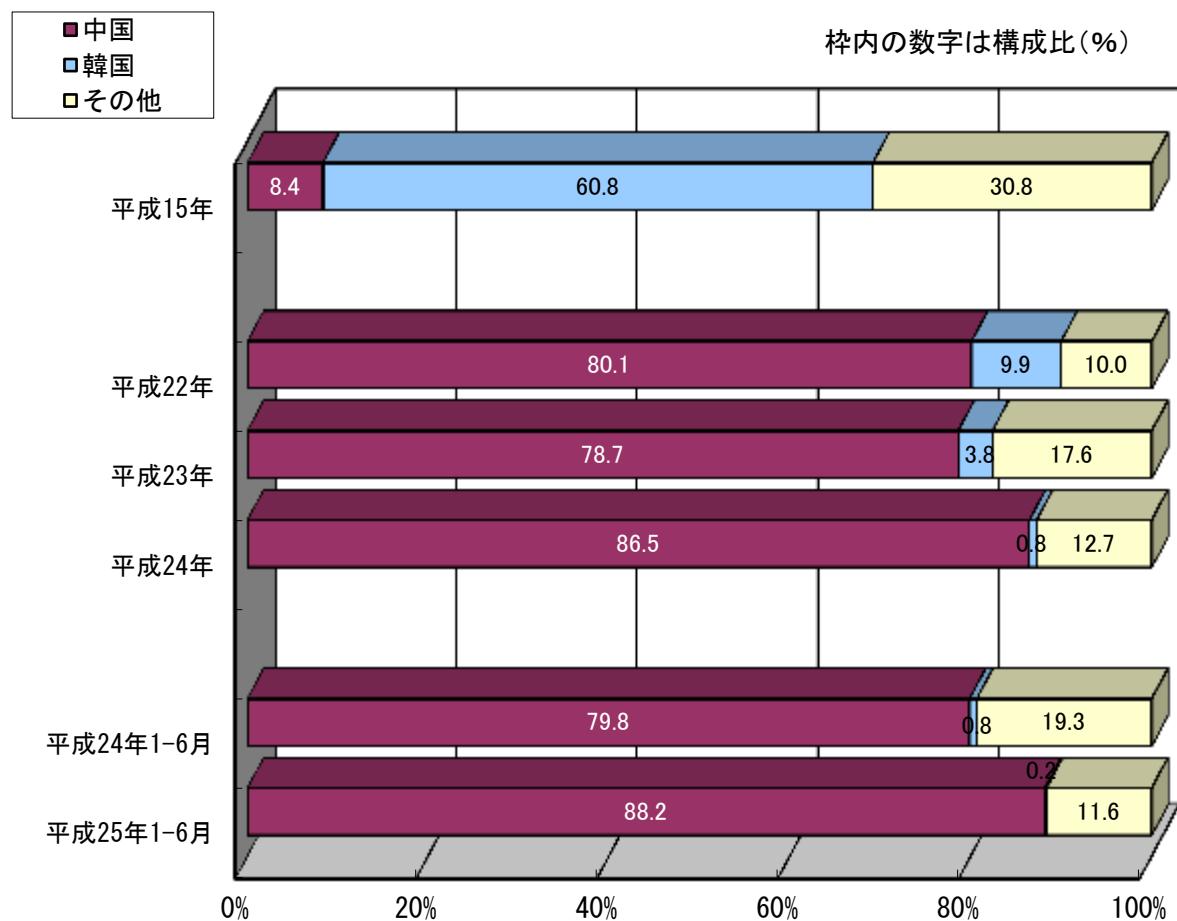
知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成 22 年～平成 25 年上半期）



○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国来が1,141件（構成比88.2%、対前年同期比93.7%増）と前年上半期の実績（589件）を大幅に更新し、引き続き高水準にあります。次いでフィリピン来が46件（同3.6%、同34.3%減）、香港来が43件（同3.3%、同21.8%減）でした。以前は差止件数の多かった韓国来は、3件（同0.2%、同50.0%減）で年々減少しております。
- 輸入差止点数は、中国来が28,592点（構成比85.8%、対前年同期比29.0%増）と増加し、次いで香港来が3,337点（同10.0%、同10.9倍）、シンガポール来が787点（同2.4%、同56倍増）でした。
- 件数・点数ともに中国来の構成比が高く、中国来への一極化が進んでいます。

仕出国別（中国・韓国・その他）輸入差止実績構成比の推移（件数）

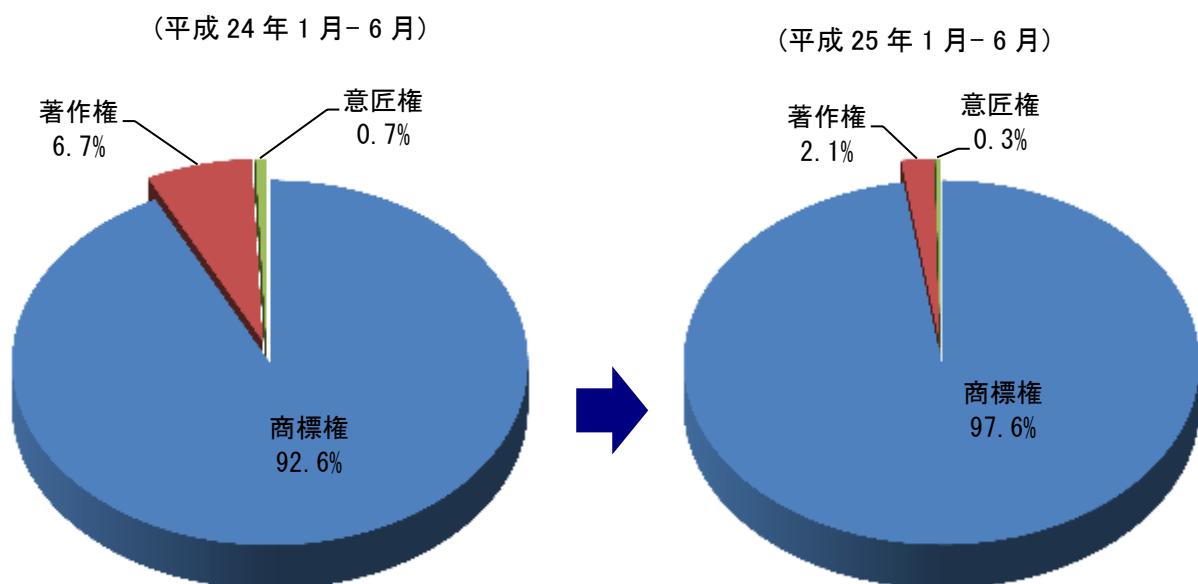


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

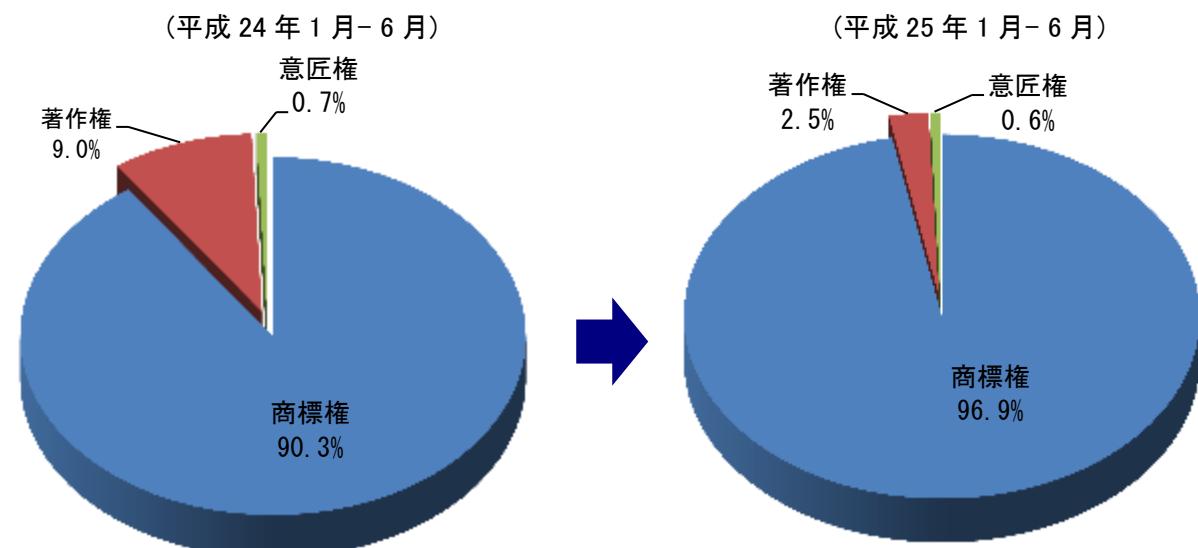
○知的財産別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、例年と同様に、偽ブランド品と言われる商標権侵害物品が 1,277 件（構成比 97.6%、対前年同期比 84.3%増）で大半を占め、次いで偽キャラクター等の著作権侵害物品が 27 件（同 2.1%、同 46.0%減）となりました。
- 輸入差止点数も、例年同様、商標権侵害物品が 32,288 点（同 96.9%、同 37.9%増）と大半を占め、次いで著作権侵害物品が 825 点（同 2.5%、同 64.8%減）となりました。
- 特許権、実用新案権及び著作隣接権等の侵害物品、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止実績はありませんでした。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）



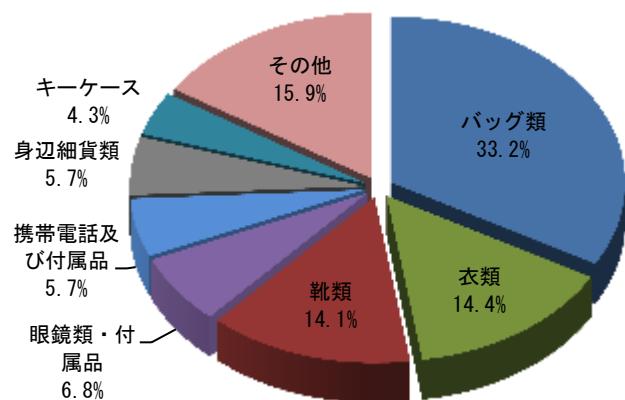
（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

○品目別輸入差止実績

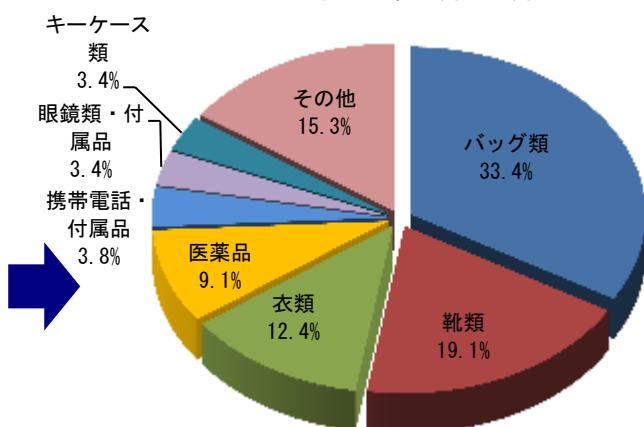
- 輸入差止件数は、ハンドバッグや財布などのバッグ類が 516 件（構成比 33.4%、対前年同期比 57.3%増）、次いで靴類が 295 件（同 19.1%、同 2.1 倍）、衣類が 192 件（同 12.4%、同 35.2%増）でした。
- 輸入差止点数は、医薬品が 4,294 点（同 14.8%、同 8.2 倍）、次いで携帯電話用カバーなどの携帯電話及び付属品が 3,442 点（同 10.3%、同 94.9%増）、バッグ類が 2,644 点（同 7.9%、同 22.6%増）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目には、バッグ類（件数で前年同期比 57.3%増、点数で前年同期比 22.6%増）、靴類（同 2.1 倍、同 2.6 倍）、医薬品（同 15.6 倍、同 8.2 倍）、衣類（同 36.2%増、同 2.0 倍）、等がありました。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）

（平成 24 年 1 月 – 6 月）

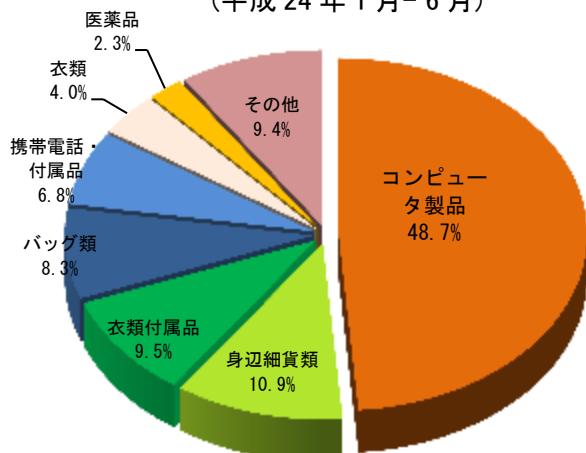


（平成 25 年 1 月 – 6 月）

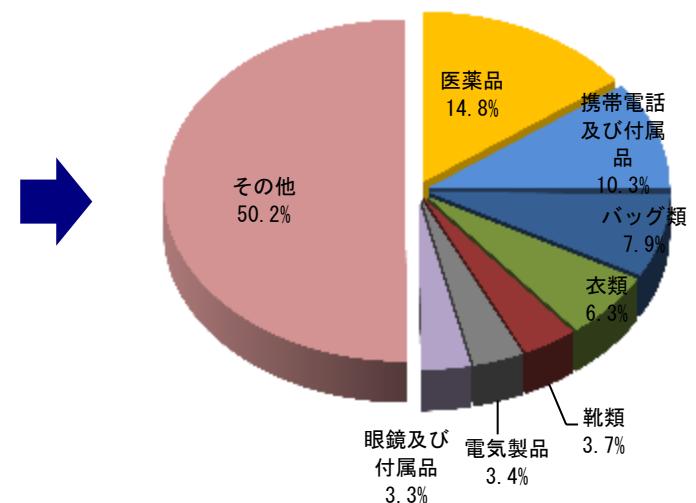


品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

（平成 24 年 1 月 – 6 月）



（平成 25 年 1 月 – 6 月）

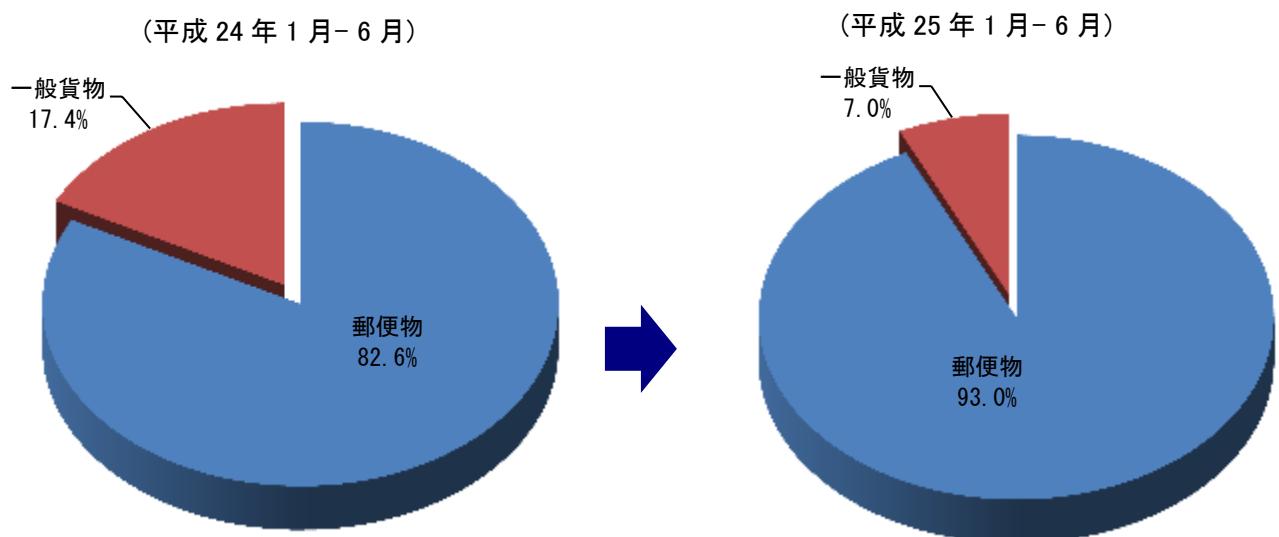


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

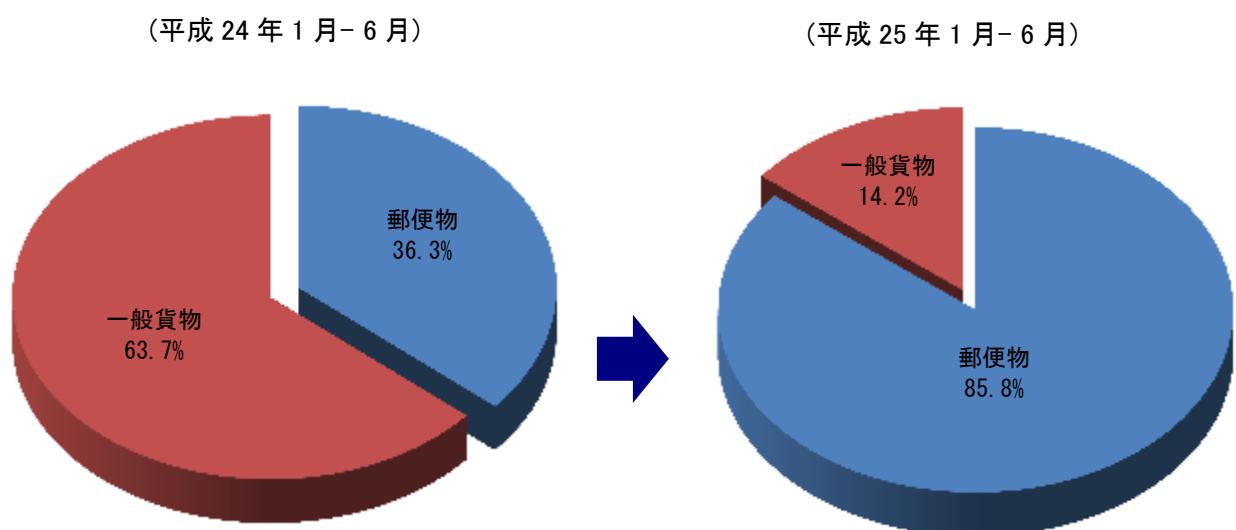
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が 1,202 件（構成比 93.0%、前年同期比 97.4%）と例年同様、郵便物が大半を占めており、一般貨物が 91 件（同 7.0%、同 29.5% 減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が 28,574 点（同 85.8%、同 3 倍）、一般貨物が 4,748 点（同 14.2%、同 97.4%）となりました。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



平成 25 年上半期 名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 24 年 1 月－6 月	平成 25 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
中国	1,242	1,131	1,613	589	1,141	193.7%	88.2%
フィリピン	79	140	114	70	46	65.7%	3.6%
香港	34	69	92	55	43	78.2%	3.3%
シンガポール	1	15	2	1	36	3600.0%	2.8%
アメリカ	3	4	2	0	9	全増	0.7%
タイ	27	14	5	2	4	200.0%	0.3%
マレーシア	2	3	11	10	3	30.0%	0.2%
韓国	154	54	15	6	3	50.0%	0.2%
ベトナム	0	1	1	1	2	200.0%	0.2%
インドネシア	0	0	5	3	1	33.3%	0.1%
上記以外の国	9	7	4	1	5	500.0%	0.4%
合計	1,551	1,438	1,864	738	1,293	175.2%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 24 年 1月－6 月	平成 25 年 1月－6 月	前年 同期比	構成比
中国	57,380	68,965	38,066	22,158	28,592	129.0%	85.8%
香港	4,660	1,759	3,490	307	3,337	1087.0%	10.0%
シンガポール	1	386	44	14	787	5621.4%	2.4%
フィリピン	845	1,386	1,500	1,042	409	39.3%	1.2%
アメリカ	17	19	16	0	87	全増	0.3%
タイ	838	232	51	41	50	122.0%	0.2%
韓国	3,674	6,710	962	533	17	3.2%	0.1%
アラブ首長国連邦	3	0	0	0	11	全増	0.0%
ベトナム	0	2	13	13	10	76.9%	0.0%
マレーシア	1,932	21	11	10	10	100.0%	0.0%
上記以外の国	2,354	8,721	1,941	1,818	12	0.0%	0.0%
合計	71,704	88,201	46,094	25,936	33,322	128.5%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

3. 知的財産別輸入差止実績

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 24 年 1 月 - 6 月	平成 25 年 1 月 - 6 月	前年 同期比	構成比
特許権	0	1	0	0	0	0	—	—
	0	7,416	0	0	0	0	—	—
実用新案権	0	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	0	—	—
意匠権	13	7	18	5	4	80.0%	0.3%	
	10,622	334	1,243	172	209	121.5%	0.6%	
商標権	1,527	1,341	1,789	693	1,277	184.5%	97.6%	
	43,673	46,950	41,343	23,417	32,288	137.9%	96.9%	
著作権	21	103	79	50	27	54.0%	2.1%	
	17,409	33,500	3,508	2,347	825	35.2%	2.5%	
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	
育成者権	0	0	0	0	0	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	
不正競争防止法違反物品	周知表示	1	0	0	0	0	—	—
	混同惹起品	1	0	0	0	0	—	—
	著名表示	0	0	0	0	0	—	—
	冒用品	0	0	0	0	0	—	—
	形態	0	0	0	0	0	—	—
	模倣品	0	0	0	0	0	—	—
	技術的制限	—	0	0	0	0	—	—
	手段回避装置	—	0	0	0	0	—	—
	合計	1,551	1,438	1,864	738	1,293	175.2%	100.0%
		71,704	88,201	46,094	25,936	33,322	128.5%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1 事案で複数の知的財産侵害に当たるものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

(注3) 著作隣接権とは、著作物の創作者ではありませんが、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた権利です。

(注4) 不正競争防止法違反物品のうち技術的制限手段回避装置については、平成 23 年 12 月 1 日に輸出入してはならない貨物となり、税関の取締りの対象となりました。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 24 年 1月－6月	平成 25 年 1月－6月	前年 同期比	構成比
バッグ類	906	680	897	328	516	157.3%	33.4%
靴類	208	293	362	139	295	212.2%	19.1%
衣類	241	260	271	141	192	135.2%	12.4%
医薬品	34	28	64	9	141	1566.7%	9.1%
携帯電話及び付属品	57	59	138	56	59	105.4%	3.8%
キークース類	139	86	107	42	52	123.8%	3.4%
眼鏡類及び付属品	83	81	110	67	52	77.6%	3.4%
ベルト類	66	90	105	32	44	137.5%	2.9%
時計類	123	117	78	38	43	113.2%	2.8%
電気製品	40	13	61	21	34	161.9%	2.2%
身辺細貨類	51	72	75	56	23	41.1%	1.5%
帽子類	10	22	23	6	21	350.0%	1.4%
CD、レコード類	1	8	20	2	15	750.0%	1.0%
コンピュータ製品	36	68	29	14	13	81.3%	0.8%
文具類	17	12	8	4	6	150.0%	0.4%
上記以外の品目	120	92	48	26	21	80.7%	1.4%
合計	1,551	1,438	1,864	738	1,293	175.2%	100.0%

(注1)件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上している。

(注2)1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しない。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 24 年 1月－6月	平成 25 年 1月－6月	前年 同期比	構成比
医薬品	3,674	2,288	2,807	602	4,924	817.9%	14.8%
携帯電話及び付属品	17	2,002	5,107	1,766	3,442	194.9%	10.3%
バッグ類	845	2,781	4,301	2,156	2,644	122.6%	7.9%
衣類	838	4,842	3,312	1,035	2,099	202.8%	6.3%
靴類	0	15,793	2,032	478	1,236	258.6%	3.7%
電気製品	1,932	1,188	2,808	371	1,149	309.7%	3.4%
眼鏡類及び付属品	3	407	1,237	598	1,104	184.6%	3.3%
CD、レコード類	57,380	118	925	26	336	1292.3%	1.0%
コンピュータ製品	0	882	12,782	12,640	295	2.3%	0.9%
玩具類	0	2,046	204	3	290	9666.7%	0.9%
帽子類	0	541	394	103	287	278.6%	0.9%
自動車及び付属品	4,660	319	591	111	185	166.7%	0.6%
キークース類	0	220	386	282	177	62.8%	0.5%
身辺細貨類	0	14,157	3,222	2,836	170	6.0%	0.5%
家庭用雑貨	0	7,771	22	10	133	1330.0	0.4%
上記以外の品目	2,355	32,846	1,669	2,919	14,851	508.8%	44.6%
合計	71,704	88,201	46,094	25,936	33,322	128.5%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 24 年 1月-6月	平成 25 年 1月-6月	前年 同期比	構成比
郵便物	1,432	1,265	1,650	609	1,202	197.4%	93.0%
	31,186	40,733	22,539	9,403	28,574	303.9%	85.8%
一般貨物	119	173	214	129	91	70.5%	7.0%
	40,518	47,468	23,555	16,533	4,748	28.7%	14.2%
合計	1,551	1,438	1,864	738	1,293	175.2%	100.0%
	71,704	88,201	46,094	25,936	33,322	128.5%	100.0%

(注) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安心・安全を脅かすおそれもあります。更には、販売収益が犯罪組織の資金源になっているとも言われています。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品は

特許権（発明）、実用新案権（考案）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）です。



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物

～

- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

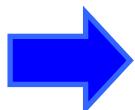
- ① 麻薬等の不正薬物

- ② 拳銃、小銃、機関銃等

～

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路歯配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が課されることがあります。

○ 関税法第 109 条第 2 項、108 条の 4 第 2 項

知的財産権侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。